

一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、在宅勤務等手当を新設するとともに、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を開始するほか、所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

(1) 在宅勤務等手当の新設

(一般職員の給与に関する条例第2条、第1条の規定による改正後の同条例第9条の4、岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条、第4条の規定による改正後の同条例第8条の3関係)

(2) 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給（令和6年6月分から）

(一般職員の給与に関する条例第20条の2、職員の育児休業等に関する条例第5条の2、岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第21条の2関係)

(3) 会計年度任用職員の給料表を常勤職員の給料表に統合する。

(一般職員の給与に関する条例第20条の2、第1条の規定による改正前の同条例別表第9から別表第12まで関係)

(4) 国家公務員を参考として、55歳を超える職員の昇給に係る成績区分を見直すとともに、行政職給料表及び医療職給料表（3）の最高号俸の見直しを行う。

(一般職員の給与に関する条例第4条、別表第1、別表第4、第3条の規定による改正後の岩見沢市一般職の職員の退職手当支給に関する条例附則第12項関係)

第3 施行期日

令和6年4月1日

岩見沢市条例第 6 号

一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 8 日

岩見沢市長 松 野 哲

一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職員の給与に関する条例(昭和 2 6 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第 4 条第 3 項を次のように改める。

3 5 5 歳を超える職員の第 1 項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第 9 条第 2 項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、1 か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員」を「第 9 条の 4 第 1 項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(1 か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。)」に改める。

第 9 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(在宅勤務等手当)

第 9 条の 4 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について 1 か月当たり平均 1 0 日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第20条の2第2項第1号及び第2号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「次」を「第3条第1項」に改め、同項第1号から第4号までを削り、同条第4項中「別表第13から別表第16まで」を「別表第9から別表第12まで」に改め、同条第9項中「及び期末手当並びにパートタイム会計年度任用職員の期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当並びにパートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当」に改める。

別表第1第62項から第125項までを次のように改める。

62	235,200	281,000	327,200	366,300	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	409,900	

80	244,300	292,000	337,900	376,400	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200		
87	247,200	293,800	341,000	379,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000		
89	248,000	294,400	341,700	380,400		
90	248,500	294,800	342,100	380,900		
91	248,800	295,100	342,600	381,300		
92	249,100	295,500	343,000	381,700		
93	249,400	295,700	343,200	382,000		
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			

109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000				
115		302,300				
116		302,700				
117		302,900				
118		303,100				
119		303,400				
120		303,700				
121		304,100				
122		304,300				
123		304,600				
124		304,900				
125		305,200				

別表第1第126項から第130項までを削り、同表備考中「に適用する」を「及び全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第20条の2第10項に規定する会計年度任用職員を除く」に改める。

別表第2備考中「に適用する」を「及び病院に勤務する医師であるフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第20条の2第10項に規定する会計年度任用職員を除く」に改める。

別表第3備考中「その他の職員」の次に「及び病院に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員であるフルタイム会計年度任用職員」を加える。

別表第4第114項から第125項までを次のように改める。

114	295,000	325,900	358,700			
115	295,300	326,300	359,200			
116	295,500	326,600	359,600			

117	295,800	326,800	360,000				
118	296,100	327,100	360,400				
119	296,400	327,500	360,900				
120	296,700	327,700	361,400				
121	297,000	327,900	361,800				
122	297,400	328,200	362,300				
123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300				
125	298,300	329,000	363,600				

別表第4備考中「准看護師」の次に「及び病院に勤務する看護師又は准看護師であるフルタイム会計年度任用職員」を加える。

別表第9から別表第12までを削り、別表第13を別表第9とし、別表第14から別表第16までを4表ずつ繰り上げる。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に掲げる会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第6条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に掲げる会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)」に改める。

(岩見沢市一般職の職員の退職手当支給に関する条例の一部改正)

第3条 岩見沢市一般職の職員の退職手当支給に関する条例(昭和63年条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

12 一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年条例第6号)附則第5項から第7項までの規定(以下「給料経過措置規定」という。)の適用を受ける職員(以下「経過措置適用職員」という。)に係る退職手当の支給については、給料経過措置規定により給料月額との差額に

ついて支給される給料を経過措置適用職員に係るこの条例の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額に含むものとする。

(岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和48年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第8条の2の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第8条の3 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。)の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

第21条の2第1項及び第2項中「第15条」を「第8条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

2 この条例の施行の日(以下「切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の一般職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第4の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項に規定する職員を除き、切替日の前日においてその者が受けていた号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え)

3 切替日の前日において第1条の規定による改正後の給与条例別表第1及び別表第4の給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸は、その者が属している職務の級における最高の号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の切替日に受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

7 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

8 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第1条の規定による改正後の給与条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額と一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年条例第6号)附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。